

隠岐汽船連絡バス（七類境線） 運行経路の変更について

1. 対象路線

- 隠岐汽船連絡バス 七類境線 [七類港～境港駅]

2. 運行主体

- はつみ交通株式会社
所 在 地：島根県松江市八束町二子 166 番地 1
事業内容：一般乗合旅客運送事業
運行開始：令和 6 年 1 月 6 日

3. 協議内容

- 運行経路の変更

4. 変更理由

【七類港エリア】

- ・七類港行き便における既設路線は、港内環状部分の進行方向に逆行することから、交通の安全や円滑化のため、進行方向に合わせる経路へ変更する。

【境港駅エリア】

- ・既設路線は、路線バス等との混在により運転時間が延びることから、利用が少ない境水道側を経由する経路へ変更する。

5. 運行ダイヤについて

- 変更なし

6. 運賃について（松江市地域公共交通運賃協議会で協議予定）

- 変更なし
・現行の運賃である 1 乗車 500 円、割引制度及び割引運賃を適用する。

7. 実施予定日

- 令和 6 年 8 月 1 日

■ 既設路線略図について



■変更路線略図（境港駅→七類港）について



【凡例】

既設路線

変更路線



■ 変更路線略図（七類港⇒境港駅）について



【凡例】
既設路線 ————
変更路線 ————

